

「カニなどの海産物」を 勧める悪質な電話勧誘販売にご用心!!



トラブルに遭わないための3つのポイントをご紹介します!

1 見知らぬ業者からの突然の電話には用心しましょう!



お久しぶりです。前にカニを買っていただいた北海道の店です。昔の伝票を見てお電話しています!
(全部うそだけど...)

昔行った北海道旅行の際に寄ったお店かなあ。



2 話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう!

- 断るときは、「いりません」、「関心ありません」を大きな声で、はっきりと言いましょ。
- 事業者と連絡がつかなくなるケースもあります。契約しないことも大切です!



今だけ! 49800円のカニを、特別に19800円に値下げします! お得ですよ! どうですか?

お店でちゃんと商品を見て買いたいのので...
いりません!
関心ありません!



そういわずに...
サービスでホタテとイクラも付けます!
本当に美味しいんです! 食べてみて下さい!
私を信じてください。お願いします!

しつこいなあ。もう疲れた...

わかりました。買います...



3 断りきれず購入してしまっても... 海産物などの生鮮食品もクーリング・オフできます!

- 契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。



だめですよ!
生ものはクーリング・オフできませんよ!

カニを買いましたが...
やっぱり、
クーリング・オフしたいのですが...



そんな...

こんなときも...諦めずにすぐ相談しましょう! ➡

電話勧誘で購入したけど解約したい・・・

「クーリング・オフ」ってどうやるの？

クーリング・オフの手続



- ① 電話勧誘販売に係る契約書面を受け取った日を含めて**8日以内**に書面で通知します。
- ② 契約(申込)年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ 必ずハガキなどの書面に書いて、表・裏ともにコピーを取ります。コピーは大切に保管しましょう。
- ④ ハガキは「**特定記録郵便**」または「**簡易書留**」などの「出した日付」が分かる方法で出して、受領書などをもらい、保管しておきましょう。

ハガキの書き方の例

契約解除通知書

● 契約(申込)年月日：○○年○○月○○日
● 販売会社：○○○会社
● 担当者名：○○○
● 商品名：○○○○○一式
● 契約金額：○○○,○○○円

右の契約を解除いたします。

○○年○○月○○日
住所
氏名

クーリング・オフの方法が分からないときは、消費生活センターなどに相談しましょう！

■ ご相談・お問合せ

関東経済産業局 消費者相談室

電話：048-601-1239

受付曜日：月曜日～金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)

受付時間：10:00～16:00

消費者ホットライン

事業者とのトラブルについてお悩みの方は、消費者ホットラインにご相談ください。

消費生活センターなどお近くの相談窓口をご案内します。

消費者トラブル ひとりで悩まず
すぐ相談 消費者ホットライン

☎188